

**簡易公募型プロポーザル方式（拡大）に係る手続開始の公示**  
(建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く))

次のとおり企画提案書の提出を招請します。

平成23年4月27日

分任支出負担行為担当官  
中部地方整備局浜松河川国道事務所長 盛谷 明弘

## 1. 業務概要

- 1) 業務名 平成23年度 天竜川現地実証実験計画検討業務（電子入札対象案件）
- 2) 業務内容

天竜川ダム再編事業では、利水専用ダムである佐久間ダムに新たに洪水調節機能を確保する。この洪水調節機能の維持は恒久排砂対策施設を設置して維持することとしている。現在、恒久排砂対策施設の一部として、水位差を利用して土砂を排砂する「吸引工法」を検討しており、この現地適応性等を確認するための現地実証実験を行っている。

本業務は、現地実証実験による工法の性能や現地適応性等を確認するため、佐久間ダム湖で行う「吸引工法」の現地実証実験計画の策定、各種実験データの計測並びに、整理・分析等を行うものである。

- 3) 履行期間 契約締結日の翌日から平成24年3月30日
- 4) 入札方式等

本手続きは、参加表明書及び企画提案書を同時に提出するものである。

本業務は資料提出、見積書提出を電子入札システムで行う対象業務である。

電子入札システムで使用できるICカードは、代表者又は入札・見積権限及び契約締結権限について年間委任状により委任を受けた者のICカードのみである。

なお、電子入札システムによりがたい者は、発注者の承諾を得た場合に限り紙入札方式に変えることができる。

## 2. 企画提案書の提出者として選定されるために必要な要件

企画提案書の提出者は、以下に示す満たす全ての者を選定する。

なお、企画提案書の提出者として選定した者には、選定通知書を電子入札システムにより通知する。ただし、紙入札方式による参加者については書面により通知する。  
選定通知の日は別表①の日を予定する。

## 1) 基本的要件

参加表明書を提出する者（以下、「参加表明者」という。）は、次の①に掲げる資格を満たしている単体企業であること。

### ①単体企業

- (1)予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下、「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2)中部地方整備局（港湾空港関係を除く）における土木関係建設コンサルタント業務に係る平成23・24年度の一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。  
(会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、中部地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。)
- (3)会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（②の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4)申請書等の提出期限の日から開札の時までの期間に中部地方整備局長から建設コンサルタント業務等に関し指名停止の措置を受けていないこと。
- (5)警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者等又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

※①(2)に掲げる一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者も申請書等を提出することができるが、その者が入札に参加するためには、競争参加資格確認通知の日までに、当該資格の認定を受けていなければならない。競争参加資格確認通知の日は別表①の日を予定する。

## 2) 業務実施体制に関する要件

参加表明書に示される業務実施体制に関し、次の事項に該当しないこと。

- ①再委託の内容が、主たる部分の場合。
- ②業務の分担構成が、不明確又は不自然な場合。

## 3) 参加表明者の業務実績等に関する要件

参加表明書を提出する者は、平成13年度以降に完了した以下に示す同種又は類似業務において、1件以上の実績を有していること。ただし、地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が60点未満の業務は実績として認めない。

なお、設計共同体による実績の場合、分担業務の実績を実績として認める。

同種業務：ダムの排砂対策の実験に関する業務

類似業務：河川、砂防、海岸・海洋及びダム事業の何れかの事業の実験に関する業務

#### 4) 配置予定管理技術者の資格に関する要件

配置予定管理技術者については以下に掲げる資格等のいずれかを有すること。なお、外国資格を有する技術者（我が国及びWTO政府調達協定国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。）については、あらかじめ技術士相当又はRCCM相当との国土交通大臣認定（総合政策局建設市場整備課）を受けている必要がある。

また、参加表明書の提出期限までに当該認定を受けていない場合にも参加表明書を提出することができるが、この場合、参加表明書提出時に当該認定の申請書の写しを提出するものとし、当該業者が選定を受けるためには選定通知の日までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。

技術士（建設部門）、土木学会が認定した特別上級技術者、上級技術者、1級技術者、RCCM（RCCMと同等の能力を有する者も含む。）のいずれかの資格を有している者又はこれらと同等と認められる者であること。

なお、これらと同等と認められる者とは次のとおり。

- ・ 関連分野の論文により学位を取得した工学博士
- ・ 関連分野の著述、論文、委員会活動、その他顕著な業務実績があり、総合評価審査委員会等の専門家から適格と認められた者
- ・ 関連分野の20年以上の実務経験と十分な業務実績があり、総合評価審査委員会等の専門家から適格と認められた者
- ・ これらと同等と認められる関連資格の取得者（筆記試験、面接試験など適切な試験方法により認定されたものに限る）

※ RCCMと同等の能力を有する技術者とは、RCCM資格試験に合格しており、転職等により登録が出来ない立場にいる技術者をいう。

※ 関連分野の著述、論文、委員会活動、その他顕著な業務実績又は関連分野の20年以上の実務経験と十分な業務実績を配置予定管理技術者の資格として申請書等を提出する場合は、経歴書及び著述、論文、委員会の活動内容又は業務実績の概要及びその際の立場と役割を記載した概要書を提出すること。

※ 関連分野の20年以上の実務経験とは、受発注者の立場に関係なく、関連分野において20年以上の実務経験があり、指導的立場の経験を有する者とする。

なお、指導的立場とは受注者であれば管理技術者、発注者であれば管理職相当とする。

※ 十分な業務実績とは、例えば請負実績の場合、関連する分野の業務にお

いて、管理技術者として10件以上の経験を有する者とする。

#### 5) 配置予定管理技術者の業務実績に関する要件

配置予定管理技術者は、平成13年度以降に完了した同種又は類似業務において1件以上の実績を有さなければならない。ただし、業務の実績のうち地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が60点未満の場合は実績として認めない。

業務実績は、受発注者の立場で行った請負業務の実績の他、関連する調査、計画、研究、企画、設計、分析、評価、著述等の具体的な業務を同種又は類似業務として認める。

同種業務：ダムの排砂対策の実験に関する業務

類似業務：河川、砂防、海岸・海洋及びダム事業の何れかの事業の実験に関する業務

#### 6) 手持ち業務量に関する要件

① 平成23月4月27日現在の全ての手持ち業務の契約金額合計が4億円未満かつ手持ち業務の件数が10件未満である者であること。

ただし、平成23月4月27日現在の手持ち業務のうち、国土交通省の所管に係る建設コンサルタント業務等において調査基準価格を下回る金額で落札した業務がある場合には、全ての手持ち業務の契約金額合計が2億円未満かつ手持ち業務の件数が5件未満である者でなければならない。

なお、手持ち業務とは管理技術者、担当技術者として従事している契約金額が500万円以上の業務をいう。

② 本業務の履行期間中は配置管理技術者の手持ち業務量が①に示す金額及び件数を超えないこととし、超えた場合には、遅滞なくその旨を報告しなければならない。その上で、業務の履行を継続することが著しく不適当と認められる場合には、当該配置管理技術者を、以下の(1)から(4)までのすべての要件を満たす技術者に交代させる等の措置請求を行う場合があるほか、業務の履行を継続する場合であっても、本業務の業務成績評定に厳格に反映させるものとする。

- (1) 当該配置管理技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者
- (2) 当該配置管理技術者と同等の技術者資格を有する者
- (3) 過去4年間の地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績の平均点が当該配置管理技術者と同等以上の平均点を有する者又は過去4年間の同種業務における地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が75点以上である者
- (4) 手持ち業務量が当該業務の入札説明書又は特記仕様書において設定している配置予定管理技術者の手持ち業務量の制限を超えない者

#### 7) 企画提案書に関する要件

参加表明書は、次の事項について企画提案書を提出すること。

- ①実施方針
- ②業務実施体制
- ③特定テーマ

本業務において技術提案を求める特定テーマは、以下に示す事項である。

- ①吸引工法の課題を踏まえた現地実験計画立案にあたっての留意点

### 3. ヒアリング

ヒアリングは、基本事項の確認のみとし、企画提案審査後に実施するものとし、原則として企画提案の評価において満点の60%以上の評価値を得たもの者を対象に実施するものとする。

- (1)実施場所：中部地方整備局 浜松河川国道事務所
- (2)実施日時：別表④のとおり
- (3)ヒアリングの日時は協議の上、決定する。
- (4)ヒアリングの時間、留意事項等は別途通知する。
- (5)ヒアリングは配置予定管理技術者に対して行うものとし、配置予定管理技術者以外の出席は認めない。

### 4. 企画提案書を特定するための評価基準

1) 企画提案書の記載内容及びヒアリングでの聞き取り内容において、次の項目に該当し、業務が適切に履行できないと判断される場合は特定しない。

#### (1)企画提案書の非特定事項

- ・内容が殆ど記載されておらず、提案内容が判断できない
- ・業務目的に反する記述や事実誤認等適切な業務執行が妨げられる内容となっている
- ・実施方針と特定テーマの技術提案に矛盾等があり、整合性が図られていない
- ・実施方針と業務実施体制のいずれかが0点の場合

#### (2)ヒアリングの非特定事項

- ・技術者自身の業務実績について説明できない等自ら主体的に携わったことが認められない
- ・本業務の目的、内容又は企画提案の内容を理解していない
- ・質問に対する回答が全くない、若しくは回答が著しく不適切

#### 2) 評価項目

##### (1)基本事項（参加表明者）

業務実績

##### (2)基本事項（技術者）

業務実績



- ・Microsoft Excel2002 以下
- ・その他アプリケーション PDFファイル Acrobat6.0 以下  
画像ファイル JPEG及びGIF形式  
圧縮ファイル LZH形式

留 意 点：複数の申請書類は、すべてを1つのファイルにまとめ、契約書等印があるものや図面等については、スキャナ等で読み込み本文に貼付けること。

参加表明書と企画提案書を併せて参加表明書として提出すること。

※ 注1 「託送」とは…民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便で書留郵便と同等のものとする。

## 6. その他

- 1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- 2) 契約保証金 免除
- 3) 契約書の作成の要否 要
- 4) 当該業務に直接関連する他の設計業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無
- 5) 関連情報を入手する為の照会窓口 5. 1) に同じ。
- 6) 参加表明書提出期限から見積合わせの日までの間に中部地方整備局長から建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けた場合は、非特定又は特定の取消の手続きを行うこととする。なお、見積合せの日は平成23年6月30日を予定している。
- 7) 本案件は資料提出、見積書提出を電子入札で行うものであり、対応についての詳細については、説明書による。

別表

①	選定通知の日	平成23年6月1日
②	説明書の交付期間	平成23年4月27日から 平成23年5月25日まで
③	参加表明書及び企画提案書の 提出期間	平成23年4月28日から平成23年5月26日までの10時00 分から16時00分まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
④	ヒアリングの実施日時	平成23年6月9日10時00分から 平成23年6月10日16時00分まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く。)